

準 備 審 査 書

堺環総第 3387 号
平成 22 年 3 月 30 日

株式会社 ダイカン
代表取締役 吉村 太郎 様

堺 市 長
竹 山 修 身

株式会社ダイカン堺事業所プラント更新事業に係る環境影響評価
準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 21 年 10 月 27 日付けで提出のあった標記準備書について、環境の保全の見地から検討した結果、堺市環境影響評価条例第 3 2 条第 1 項の規定により下記のとおり意見を申し述べます。

記

本事業計画途中において事業計画地に土壤汚染が確認されたことを受け、平成 21 年 4 月に改正された土壤汚染対策法に則り、汚染土壤の封じ込め等の対策を行う為、事業計画地を当初の計画より最大 1.5m の嵩上げを行うことになった。この経緯を踏まえた上で評価書を作成するにあたっては、環境への影響が変化する項目があると予想されることから、これに対する適切な対応を行う必要がある。

1 . 全般的事項

- (1) 今後も更に、燃え殻・ばいじんの資源化に取り組んでいくこと。
- (2) 工事の実施にあたっては、可能な限り通勤時の複数者同乗の励行等により通勤車両の削減に努めること。
- (3) 廃棄物搬入車両については、積載効率の向上のため運搬車両の大型化、軽量化について十分啓発活動に努めること。

- (4) 自社通勤車両及び廃棄物搬入車両については、交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止、生活道路を通行しないことを十分周知徹底すること。
- (5) 嵩上げによって工事用車両の台数が変わることによる沿道環境への影響については、嵩上げ高さが確定し、工事計画を精査した上で予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- (6) 嵩上げによって工事計画が変更になることによる大気質、地球環境、廃棄物・発生土への影響については、嵩上げ高さが確定し、工事計画を精査した上で予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

2. 大気質

- (1) 評価書においては、高層気象現地調査の逆転層の区分の指定高度は、本事業による上層逆転等の逆転層の出現頻度を把握できるように、上層逆転層発生時の予測における区分に合わせて高さを設定すること。
- (2) 煙突排ガスの排出条件を見直したうえで、長期予測及び短期予測について予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- (3) 建設機械による排ガスの予測については、工事時間帯にのみ排出されるものとして予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- (4) 本事業では、定常的に窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等を排出することから、自動計測を実施するとともに、堺市大気汚染発生源監視システムに接続し、一時間値データの送信を実施すること。
- (5) 確定した嵩上げ高さによる大気質（煙突排ガスの建物ダウンウォッシュ）について、予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

3. 騒音・振動

- (1) 評価書においては、道路交通騒音の予測の空気の音響吸収による減衰、地表面効果による減衰、各車線の縦断勾配及び指向性に関する補正量の設定値及びその設定理由を記載すること。
- (2) 評価書においては、工事中の道路交通騒音・振動の予測時期は、影響が最大となる時期に修正すること。

4. 悪臭

- (1) 敷地境界における現地調査結果では悪臭物質が微量であるが検出されていることから、事後調査等において原因の特定に努めるとともに、廃棄物保管ピットの囲い込み等の将来的な悪臭対策について検討すること。
- (2) 確定した嵩上げ高さによる臭気濃度について、予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

5 . 景観（都市景観）

- (1)更新施設は旧堺港の入り口に立地する事などから、圧迫感を和らげるとともに、視覚上のボリューム感を低減するなど、景観への影響を低減するよう配慮すること。
- (2)更新施設は「堺市景観条例」に定める大規模建築物等に該当することから、条例に基づく助言・指導に十分配慮すること。
- (3)緑地面積率を15%以上で計画していることについて、既存施設撤去後のスペースの緑化、屋上緑化、壁面緑化等により、更に緑地面積の確保に努めること。また、緑地の整備にあたっては、市の関係部局と十分に協議を行うこと。
- (4)確定した嵩上げ高さによる景観について、予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

6 . 地球環境

- (1)評価書においては、「ゴムくずの焼却」及び「繊維くずの焼却の一酸化二窒素以外」は温室効果ガスの排出量の算定から除外すること。また、準備書での更新施設供用後の発電量は低く設定されているため、現実的な発電量を検討し温室効果ガス排出量を算定すること。
- (2)温室効果ガス排出量の予測の妥当性を判断するため、廃プラスチック類焼却量等の事後調査を実施すると共に、温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、再資源化、安定した発電等、準備書に記載の環境保全対策を徹底すること。

7 . 廃棄物・発生土

- (1)工事において発生する廃棄物については、循環型社会の構築の観点から、可能な限りリサイクル及び最終処分量の減量化に努めるとともに、事後調査として確認すること。
- (2)現在、地下水への汚染は認められないが、汚染土壌を現地に封じ込めることになるため、継続的に地下水の汚染状況を監視すること。
- (3)工事期間中は汚染土壌を場内に仮置き保管することになるため、周辺に飛散・流出しないよう適切な対応をしていくこと。また、廃棄物ピットの新設や、基礎工事等の掘削工事のため、工事实施時の発生土による汚染土壌の場外搬出も避けられないため、汚染土壌の場外搬出に際しては、適切な対応をしていくこと。

8 . その他

- (1)危険物等においては、現状より薬品等が増えることを考慮し、設備や取扱いの面から更なる安全性の確保に努めること。